

会 議 記 録

会議名称	平成30年度 杉並区生活安全協議会（第8期）
日 時	平成30年12月20日（木）午前10時00分～午後0時04分
場 所	西棟6階 第5・第6会議室
出席者	委員 鈴木、山田、向井、大久保、羽住（代理：前田）、阿部、丸山、市川、内山、川名、佐藤、市村、倉島、石川、岩本、吉瀬、重見、渡邊 区側 環境部長、危機管理室長、環境課長、杉並清掃事務所長、ごみ減量対策課長、地域安全担当課長、土木管理課長、地域安全担当係長、生活環境担当係長、杉並清掃事務所作業係長
配布資料	資料1 区の防犯対策について 資料2 路上喫煙対策について 資料3 ごみ屋敷の解消に向けた取組みについて 資料4 資源持ち去り対策の実績について 資料6 <u>各消防署から</u> <u>平成30年の火災概要（1月～11月30日）等</u> ・次第 ・杉並区生活安全協議会委員名簿（第8期） ・委員等席次表
会議次第	1 開会 (1)開会 (2)委員自己紹介 (3)環境部長、危機管理室長あいさつ (4)事務局職員自己紹介 2 報告事項及び配布資料 (1)区からの報告 ①区の防犯対策について ②路上喫煙対策について ③ごみ屋敷の解消に向けた取組みについて ④資源持ち去り対策について (2)区内3警察署の年末・年始の防犯対策について (3)消防署における年末・年始の火災等防止対策について 3 閉会

- 環境課長 それでは、定刻になりましたので、杉並区生活安全協議会を開会いたします。私は、環境部環境課長の寺井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。冒頭、私のほうで進行させていただきます。以降、着座にて進行させていただきます。

本日の当協議会の出席は、委員20名中17名の方がご出席でございます。定足数に達しており、有効に成立していることをご報告いたします。

なお、生活安全協議会の委員のうち、関係行政機関の委員に変更がございましたので、新しく委員になられた2名の方に自己紹介をお願いします。

初めに、杉並消防署地域防災担当課長のW委員からお願ひいたします。

- W委員 皆さん、おはようございます。杉並消防署の地域防災担当課長、Wと申します。ことしの4月から杉並消防署に着任しまして、これまでお世話になってきております。寒くなってきて、火災も多くなる時期でありますので、引き続き皆さん方にご協力いただいて、火災予防等、人命の安全を図っていきたくと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

- 環境課長 ありがとうございます。

続きまして、荻窪消防署、警防課長のE様、お願ひいたします。

- S氏 おはようございます。本年4月に荻窪消防署警防課長として、Eが着任しております。本日、別な会議に出席しておりまして、私、住宅防火対策担当係長のSと申しますが、代理出席させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

- 環境課長 はい。自己紹介ありがとうございます。

次に、区の部長級職員からご挨拶いたします。

初めに、環境部長、自己紹介を含め、お願ひいたします。

- 環境部長 皆さんおはようございます。ことしの7月に環境部長に就任いたしました齊藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

環境分野は初めてでございますが、日々、ごみの収集あるいは路上喫煙対策、また、ごみ屋敷と言われますような不適切な管理住宅の対応ですとか、まさに区民に直結した部門であると認識しております。毎年行っております区の意向調査におきましても、やはり安全・安心な地域社会づくりというものが常に上位に来てございます。こちらを実現していくためには、やはり区の内部の連携というのはもちろんなんですけれども、本日もご出席いただいておりますが、警察、消防を初め各種団体の方々、また、商店会自

治会の方々など、地域の目となりお互いに協力していかなければならないと思っております。特にこれから、東京2020オリンピック・パラリンピックが近づきますと、ますますこの協議会の目的でもあります生活安全、また環境美化につつまして推進していかなければならないと思っておりますので、本日も忌憚なきご意見をいただきながら、区の政策のほうに反映してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

●環境課長 続いて危機管理室長、お願いいたします。

●危機管理室長 はい。おはようございます。ご紹介いただきました、危機管理室長の寺嶋でございます。皆様には日ごろから、防犯それから防火、防災につつましてご理解をいただき、また、地域でそれぞれご活動いただいていることに改めてお礼を申し上げたいというふうに思います。

後ほど、資料をもちまして区内の犯罪の状況についてはご説明をさせていただくところでございますけれども、全体としての犯罪件数は減少傾向にございますけれども、振り込め詐欺につつましては、昨年と同じく多数発生をしている状況でございます。

また、今、部長からお話ありました今後ですけれども、天皇の退位、改元、新天皇の即位がございます。また、ラグビーのワールドカップ、それからオリンピック・パラリンピックという諸行事が続いて行われることになり、区内にも多くの来街者の方をお迎えすることになるのではないかなというふうに考えているところでございます。

区といたしましては、皆様と協力しながら地域の安全安心を高めてまいりたいというふうに考えてございますので、引き続き皆様にはご理解とご協力を賜りたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

●環境課長 次に、事務局の課長級職員においても人事異動がございましたので、該当する職員から自己紹介させていただきます。

危機管理室地域安全担当課長のほうからお願いいたします。

●地域安全担当課長 おはようございます。ことしの4月に着任しました地域安全担当課長の山田と申します。警視庁からの派遣で来ております。後ほど、区の防犯対策につつまして、私のほうからご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

●ごみ減量対策課長 おはようございます。ごみ減量対策課長の内藤でございます。この

4月から着任いたしました。引き続きごみの収集・運搬をしっかりと行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

●杉並清掃事務所長 皆さん、おはようございます。杉並清掃事務所長の土田です。私も昨年は方南支所のほうにおりまして、ことしの4月から本所のほうの所長として参りました。皆様方には日ごろよりごみの分別、そして器具の管理のほうをしていただきまして、ご協力、どうもありがとうございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

●土木管理課長 おはようございます。土木管理課長の友金と申します。道路や河川等の管理、許認可を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

●環境課長 では、最後に、平成30年7月1日付で環境部環境課長となりました寺井茂樹でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで、ここから会長に議事進行をお願いするところでございますが、本日、樋村会長が親族のご不幸ということで欠席でございます。条例の第15条3項の規定によりまして、会長職務代理としまして副会長の鈴木委員に議事進行をお願いしたいと思います。

鈴木副会長、よろしくお願いいたします。

●鈴木副会長 どうもすみません。ただいまご紹介いただきました鈴木富雄でございます。きょうは樋村会長が所用があつて、きょうの出席はできないものですから、私が代行いたします。よろしくお願いいたします。

●環境課長 副会長、それでは区のほうからご報告を差し上げるということでよろしいでしょうか。

●鈴木副会長 はい。

●環境課長 では、まず、区の防犯対策についてご報告をお願いします。

●地域安全担当課長 それでは、私のほうから区の防犯対策についてということで報告をさせていただきます。それでは着座させていただきます。

では、まず初めに区内の犯罪件数等の推移についてご説明をいたします。皆様に資料をお配りしていますので、まず1ページ目のグラフをごらんいただきたいと思います。

グラフには、平成14年以降の刑法犯認知件数、これは青色で表示してあります。それと防犯自主団体の団体数、これは赤色のグラフですね。防犯カメラの設置台数ということで緑色で、区がこれは予算措置しているものというものであらわしております。グラ

フから読み取れますとおり、地域の皆様で構成される防犯自主団体の団体数や、防犯カメラ設置数の増加に伴いまして、刑法犯認知件数は右肩下がりで、本年につきましても減少傾向は続いており、昨年の3,783件を下回る見込みで推移しております。犯罪減少の要因にはさまざまな要素がありますが、中でも地域の皆様による自主的な防犯パトロール活動、そして防犯カメラの設置が地域の治安回復に大きく寄与してきたものと認識していますので、区は今後も引き続きこの2点に配慮しつつ、さまざまな施策を通じて犯罪の減少につなげていきたいと考えています。

それでは、前回の協議会以降、区が取り組んでまいりました主な防犯対策についてご紹介をいたします。

1点目は防犯カメラの設置促進でございます。区では従来から設置してきた街角防犯カメラを昨年度までに282台設置していますが、本年度も新たに12台新設するとともに、来年度以降も年間12台ずつ増設する方向で進めているところでございます。また、26年度から設置している通学路防犯カメラについては、昨年度で全て公立小学校の通学路に5台ずつ設置し、205台になりました。防犯カメラの有用性については言うに及ばず区民に広く一般にもツールの必要性は認識されているものと思っておりますが、区としましては引き続き条例に基づき、プライバシーとの調和を図りながら設置してまいりたいと考えております。

また、本年10月には区役所1階ロビーにおきまして、3警察署合同の防犯カメラ設置促進協力会と連携したすぎなみ安全・安心展を開催し、防犯カメラの効用と安全管理についてご紹介をしたところでございます。

2点目は、防犯自主団体への支援についてです。先ほど申し上げましたが、まちの安全・安心のかなめとなっている防犯自主団体に対する助成金交付制度については、来年度も引き続き実施していく予定でございます。今後とも、全ての団体に無理のない範囲で活動いただき、お力添えをいただけるようお願いするとともに、区といたしましても積極的に支援させていただきたいと思っております。

3点目は、安全パトロール隊による防犯活動です。現在は資料に記載の体制で、24時間、区のパトロール隊、そして委託パトロール隊によるパトロールを実施しております。今年度も小学校や幼稚園、保育園などにおける不審者侵入対応訓練を定期的に行うとともに、振り込め詐欺被害防止や、自転車の盗難防止などを呼びかけるキャンペーンの実施、また、合同パトロールなどに積極的に取り組むほか、個別の防犯講話等も実施して

まいりました。

次に、4点目は犯罪発生情報メールの配信についてです。犯罪発生状況については、区内3警察署から情報提供を受け、毎日メール配信しており、また、子どもの安全にかかわる不審者情報については、子どもの見守り情報としてその都度配信しています。それぞれ登録者数については資料のとおりでございます。

5点目は、振り込め詐欺対策についてです。被害状況につきましてはお手元のグラフのとおりであります。残念ながらことしも多数被害が発生しています。ことしについては、10月末現在の数値ですが145件で、前年同期比プラス9件となっており、最大の課題と捉えて対策に取り組んでいるところでございます。具体的には、3ページになりますが、2月に警察署及び防犯協会と協働して、振り込め詐欺根絶集会を開催いたしました。

また、設置を進めている自動通話録音機については、今年度400台購入して、30年度の年度末の配付見込につきましては1,745台と、設置促進を図っております。さらに、来年度については1,000台を購入する予定でございます。

6月には、区役所に振り込め詐欺に関する24時間対応の電話相談窓口、これは振り込め詐欺被害0（ゼロ）ダイヤルを設置し、現在まで280件を超える相談を受け付け、多数の被害を未然に防止しています。本取組については、記載のとおり、さまざまな形で周知をしております。また、広報すぎなみにおいては、実際に受けた相談の事例を、不定期ではありますが、四コマ漫画にして掲載しています。

次に、4ページにあります振り込め詐欺根絶ポスターについては、阿佐ヶ谷美術専門学校との協力を得て、年度当初に学校で犯罪についての講義を実施した後に、授業のカリキュラムに盛り込んでいただき、学生に制作していただいたものです。ごらんのポスターを区内各所に掲示する予定です。

その下にあります安全パトロール隊ニュースにおいては、ことし相当数の投函があった架空請求のはがきや封書について注意喚起をしております。来月29日には、ことし同様、振り込め詐欺根絶集会を実施する予定です。今回も盛りだくさんの内容で、振り込め詐欺根絶における機運の醸成に努めてまいります。

5ページ目に移りまして、10月に全国地域安全運動期間中に、地域安全のつどいや区界境合同パトロールを実施したところ、多数のご参加をいただきました。

以上で報告は終わりますが、区では、今後も地域の方々、区内3警察署、防犯協会と

一層連携して、防犯対策を推進し、犯罪のない、より安全で安心して暮らせる杉並区を目指してまいりたいと考えております。引き続き委員の皆様のご協力をお願いいたします。

以上でございます。

●鈴木副会長 ただいま大変努力をされている足跡が紹介されたと思います。非常にうまくいっているところとうまくなかなかいかないと、結構大変な仕事になっていると思います。何か皆さんからご意見なり、何かないでしょうか。

●Y委員 すみません。いいですか。

●鈴木副会長 どうぞ。

●Y委員 阿佐谷北三丁目のYです。いつもお世話になっております。今の資料の中で、ちょっと雑件も含めて3点ばかり。

1点目は、2ページのグラフで、まだ、冒頭のご挨拶にもあったとおり、オレオレ詐欺、振り込め詐欺が減らないよという話ですが、区からの、危機管理室からのメール毎日見ているのですが、あの中にオレオレ詐欺と振り込め詐欺、それから空き巣と、それからひったくりと自転車と4項目ある。で、ずっと見ていると、この自転車を除く犯罪がゼロというのがめったになかったんだけど、このところゼロの日がふえています。夏ごろから。10月だったかな、20日ぐらい連続ゼロだったんで、おお、これは皆さん方のご努力が実ってきたのかと思ってご苦労さまと言いたいのですが、これは季節的な一過性なのか、それから杉並区だけなのかわかりませんが、このグラフを見ると、その感覚とちょっと数字が合わないので、多分これ、30年というのは、先月くらいまでの数字なのかな。それでも結構出ていますよね。特に振り込め詐欺はゼロというのが最近多いものだから、てっきりこれ、減っていると思っていた。それはもしもわかればいいです。

それから2点目は、私がもう10年来、振り込め詐欺、個人的な、家のにタッチしてまして、10年前に女房があわやひっかかる、5年前に警察署の方と協力して、2回追いかけてまして1件は逮捕につながったんですが。そういう経験を通して、これは、蛇口、皆さん方が大変苦労して警察の方も、ATMで立証されたり、大変な思いをされているのですが、蛇口もさることながら、もう少し元栓のほうを当てる必要があるんじゃないかというんで、その前にNHKをお願いして、もう5年以上前かな、お茶の間に届けてくれと、いろいろな情報を。で、それを届けてくれるようになったんですね。今でもやっています。だけど、ふえているんですよ、むしろ。これはやっぱり、ちょっと僕の経

験則から行くと違うんじゃないかというので、2年ほど前に区と警察にご提案をさせてもらったんですが、残念ながらお入れいただけなかった。その中身は時間がないから話しますが、要は、元栓のほうに近づくということは、私は経験的に、大きく分けて二つあって、お年寄りの方に多用なアクセスルートをつくる。ということは我々のまちの中でもそうだし、それと、最大の武器と思っているのは、私個人的には、「母さんお元気コール」と言っているんだけど、「母さん元気？」という電話を月に1回でもかけてあげることなんです。ここでご託を並べるつもりはないけど、これはすごく僕はいいと。例えば、犯人と話していて、「お母さん」何だかんだと喋って話しているときに、「あんた、この間も電話してきたのに何の用？」とかね。その一言だけで犯人はやめますよ、例えばね。幾ら我々が留守電を設置しなさいと言ったって、設置の仕方もわからない。だから私は、息子——うちもばか息子がいるんだけど、息子をターゲットに、親子のコミュニケーションが非常に少ないものですから、ターゲットに、そういうものを終始、こういう問題があるよと、電話してくださいよと。あとは留守電等を設置してくださいというのは、子供が仕掛けていくというようなご提案をさせてもらった。これは一つの例ですよ。

それからもう一つの例は、通信手段そのもの。これは総務省にも働きかけようと思って、なかなか返事をくれないんだけど、一つはいわゆる非通知。これは何か個人の権利のように思っているけど、これは僕は大間違いであると、1対1の通話の場合は。という考えを持ってしまして、これをなくすことと。それから闇市場、携帯電話。それから口座。それからアルバイトね、かけ子とか受け子とか。そういう闇市場をどうしてなくしたらいいんだと。なかなか難しい。ただ、みんな放ってあるんだけど、少なくともケータイについては僕もいろいろアイデアがあるんだけど、かなり減らせるんじゃないかと。根絶は無理だけどね。そういった、もう少し皆さんのご苦勞の多い蛇口じゃなくて、元栓のほうに少し目を向けてもらったらありがたいなと思っています。残念ながら採用されませんでしたけれども。

その証が、きょう大変ありがたいことで、言おうと欲していたんだけど、4ページでしたか、4ページの一番上に「阿佐ヶ谷美術専門学校の協力による」とありますね。この中に非常に僕が気に入った標語があるんですよ。「連絡だって愛の印」という題で、これには印刷が見えないんだけど、どれだろう。何色だろうかね。その中に、「あなたにしかできないことは、両親に電話をかけてみてください」と、こう書いてあるんで

すよ。これは去年だったかな、区役所のロビーに。これは僕はずっと考えてきたことと同じなので、これを下さいと、町会の皆さんにもばらまきたいと言ったら、あちこちに回したんだけど、ここだけにしてください、この話は。著作権があるからだめだと言われたんです。せっかくのいいものを、しかも区が募集したんだから、著作権なんてものじゃないんだけど、これはちょっと聞かなかったことにしてください。

いずれにしても、犯罪をする方は非常に頭がいいです。知恵比べ、根くらべですよ。だから、あの手この手でやるしかないんですよ。あの手この手をみんなでやりませんかというのがきょうの僕の、あれです。もう、減ったのはいいんだけど、まだまだやる方法はあります。皆さんのご苦勞もあるけど、我々もやらなくちゃならないことあると思います。そういうことで、ちょっと貴重な時間を恐縮ですが、いただきました。

●鈴木副会長 どうもありがとうございました。大変貴重な、体験を交えたご提案で、大変参考になると思います。で、時間も大分超過したんですが、何かこれだけは挟みたいという方があったら。

●危機管理室長 会長、恐れ入ります。今ご質問が幾つかあったので、お答えをさせていただいてもよろしいですか。

●鈴木副会長 はい、どうぞ。

●地域安全担当課長 それでは、まず振り込め詐欺とか自転車盗の、毎日見て、メールで確認していただいているということでございまして、それでゼロの日が余らないということでしたが、例えば今11月なんですけどこの表は10月でつくってございまして、11月はまだ正式な数値が出ていないんですが、先月のオレオレ詐欺、この振り込め詐欺関連で、先月は、区内、オレオレ詐欺が3件のみということで、警察のほうも取り締まりとか、あとは防犯協会の方々のお力とかもございまして、11月中は3件で抑えているということでございまして、12月にまた少しずつ発生はしてくると思うんですが、若干昨年よりはもしかしたら少なく推移できるのではないかとということで取り組んでいるところでございます。

あと、刑法犯認知件数の件数、昨年3,700件を超える数値の中で、このほとんどがやはり自転車盗なんですね。ですから、この刑法犯認知件数を下げるところにつきましては自転車盗の被害を少なくする。これもかなり取り組んでいかなければならないということであると思っております。

あと、振り込め詐欺のアクセス関係ということで、まず子供に、親に連絡をとりまし

ようというのは、これは阿佐ヶ谷美術専門学校でも授業で取り入れたところ、やはり学生さんからもやはりそういうツールが必要なのではないかと、自分たち、若者として、親とか祖父母、そういうところに連絡をするということも大切だなということで、若い方からもやはりそういうお言葉がありました。そういうものもやはり取り入れて、対策に取り組んでいきたいと思っております。

あと、連絡、通話手段ですね。これは、まず口座とかそういうものについては、犯罪が発生とか犯罪の事前に内容が口座番号とかがとれた場合は、これは警察のほうで口座の凍結というのをして、その先、その口座を犯罪で振り込め詐欺に使われないようにとか、そういうことを一つ一つやっても、やはりどんどん新しい口座が出てきてしまう。

あと、アルバイトですね。子供が簡単にお金が稼げるということで、アルバイト感覚でそういうことを行うということにつきましても、教育委員会のご協力をいただいて、学校で夏休み前にそういう犯罪に巻き込まれないようにという教育等を取り入れているところでございます。はい。

そのぐらいでよろしいでしょうか。

- 鈴木副会長 よろしいですか。
- G委員 私も一言。
- 鈴木副会長 はい。どうぞ。
- G委員 いいですか。高井戸防犯協会のGと申します。

1ページ目の防犯カメラの設置促進で、「カメラの増設」と書いてありますが、これ、増設じゃなくて、5年前からの数字ずっと並べていただくと、減少しているというのがわかると思うんですよね。1年間に38台街角カメラを外して、12台しかつけていないので、マイナスがずっとここ、続いているはずなんです。これに対して、やはり、街角カメラはその通学路につけたからといっても、通学路とまちかどの安心・安全とは違うわけですよね。その辺を一応要望いたします。

時間が長くなるのでそれだけしか申しませんが、これ、5年前からの数字、街角カメラの数字をずっと並べていただければいいんですが、1年間だけ、去年も、前年も1年だけの数字しか出していないので、やはり全体的な数字の流れというのがつかめていないというふうに思いますので、表記の仕方、そういうふうにしていただければ、私の述べていることがわかると思うんですが、そういうことでお願いしたいと思います。

また、録音装置ですね、振り込め詐欺を防止する。これは1,000台にふやしていただいて感謝をしますが、ほかの地域では3,000台、もう本年度導入しているところがありまして、この録音装置をつけた方は誰もだまされた人がいないわけですよ。そういう実績があるので、やはり、杉並区、五十六、七万人に対して400台というのは本当に数が少ないんで、もっともっとふやしていただければありがたいというふうに思います。

以上です。答えは、なくていいです。

●鈴木副会長 はい。ありがとうございます。

●P委員 和田一丁目町会のほうをやっておりますPと申します。ちょっと危機管理室さんのほうにご質問とご要望でございますが。

私、地域の防犯関係を主体としまして、あと交通安全のほうもやっております。地域の防犯のほうで、特にここでもいろいろお話になっていきます振り込め詐欺、それからまた新たなこの、法務省をかたるとかなんかというようなはがきとか手紙なんかの詐欺がふえていて、そっちのほうは今ふえているんですね。

そこで、私どもは地域の防犯勉強会というのをやっております、今度で7回目になります。7回目ということは、年一遍でやっていますので、7年前からやっております。あと、地域の方たちが10人ぐらい集まりまして、ちょっと防犯勉強会をしたいということで、お声をいただきまして、そんなこともちよくちよくやっております。

そこで、勉強会の際の講師、レクチャーなんですけど、通常、杉並警察署の防犯係、それから何ですか、ふれあいポリスさんなんかいろいろとご丁寧なご対応をさせていただいて感謝しておりますが、区役所のこの危機管理室さんに、地域のことで、青パトとかなんかとされているので、そこら辺で、例えば私どもの場合、和田一丁目町内のそういうパトロールしている中での気づいたこととか今後注意していただきたいこととかいう啓蒙的な話をしてもらえないかということをお願いに上がるんですが、全く、拒否という言葉がきつんですけど、否定されまして、それはできないと。要するに時間的な問題でできないというようなことをいろいろ言われてしまいます。

第1回目のときには、これは7年前に、一度だけ、そのときだけ青パトの方が見えていただきまして、10分くらいのお話をいただきました。その後はもう全く地域の地元の話というのはだめなんですね。ちょっとその辺が、ただ青パトでぐるぐる回るだけが仕事じゃないと思いますので、やはり地域との、地域の住民とのコミュニケーション。これは青パトの皆さんばかりじゃなくて、警察署の地域課の交番のお巡りさんなんかにも言

えることなんですが、何かその辺が地域とのコミュニケーションが非常に欠けているんじゃないかという気がしております。ぜひ、コミュニケーションのほうはともかくとして、こういう勉強会をやるときに、お願いにいつも毎年伺っているんですが、ちょっとその辺、もっと積極的に、こういう今ブリーフィングで出ています統計的な話はいいんです。要するに具体的な話を聞きたいんですね、地域の方たちは。そんなところをぜひご協力いただければというふうに思います。

それと、なお、こういうデータのものは、こちらの危機管理室さんのほうと、それから警察署のほうの防犯のほうから出てくるデータと全く、ほぼ同じなんです。ですから、その辺の同じようなデータが両方から出てくるというのが、私どもとしてはどうしていったらいいのかというところもちょっと疑念に思っております。その辺のところをお願いいたします。

ありがとうございました。

- 地域安全担当課長 それでは、よろしいですか。それでは、私のほうから。

まず、各種講習会の講師の派遣依頼ということですよ。例えば平日の昼間帯の普通の時間であれば、当パトロール隊のほうの任務時間、勤務時間中で対応できると思うんですが、例えば休日とか夜間ということになりますと、やはり事前に大分前からご連絡いただいたりとか、そういう、ちょっとできるところとできないところというのが出てきますので、その辺は調整しながらご要望にお応えをしていきたいと思っております。

あと、データのほうなんですが、この危機管理室のほうから出しているデータというのは危機管理室自体にデータがあるものではなくて、全て、毎日配信しているものにつきましても、各警察署から件数とかをいただいているものでありまして、区独自で犯罪の発生とかそういうものを調べるものはないので、全て警察署からのデータに基づくものということで同じものになってしまうというのは、これはもう、しょうがないことではございます。ただ各警察署につきましても、自分の管内というところと区では3警察署をまとめたものというふうになっておりますので、その辺が若干違うところでありまして、各町会ごとの犯罪発生件数というのにつきましても、町会というか町名ごとですかね、これにつきましても警察と同じものになってしまうというところがございます。

以上です。

- P委員 はい。ありがとうございました。
- 鈴木副会長 どうもありがとうございました。情報をたくさん出していただいたんです

が、この辺で行政のほうから何かはじめをつけていただくのはどうかと思います。これだけはぜひ外さないでやりたいというのがあったら、ぜひご発言をお願いしたいと思います。

- 地域安全担当課長 それでは、まとめということでございましたので、先ほど防犯対策についてということで、今後もやっていくというものにつきましてはご報告をさせていただきましたので、先ほどご要望でありました住民の方々の、まちの独自の具体的なそういう教養とか犯罪発生状況のお知らせとかそういうものについて、少し区のほうでも検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

- 鈴木副会長 ほかにないでしょうか。大分、幾らでも時間が足りないという感じになっていますので、この辺で一区切りつけさせていただけたらと思います。

路上喫煙対策について、区のほうから、ご報告をお願いしたいと思います。

- 環境課長 はい。環境課長のほうから、説明、ご報告をさせていただきます。

資料の2をごらんください。すみません、着座にて失礼いたします。「路上喫煙対策」についてという資料がございます。「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」に基づく喫煙マナーの指導状況等についてご報告いたします。

一つ目が指導実績でございます。平成29年度までのデータですけれども、昨年度、平成29年度は、高円寺地区で194件、阿佐谷地区で123件、荻窪地区で150件、西荻窪地区で70件、上井草地区で16件、高井戸地区で36件、6地区以外では276件、合計で865件の指導実績がございました。28年度と比べますと約300件以上減っているというような状況でございます。こちらは区内全域での歩きたばことたばこの吸い殻のポイ捨て、そして路上禁煙地区での喫煙の指導でございます。

大きな二つ目ですけれども、歩きたばこ等の調査でございます。一つ目が歩きたばこの調査、平成29年度の調査では春秋2回の平均値でございますが、高円寺駅で10人、阿佐ヶ谷駅で2人、荻窪駅で3人、西荻窪駅で2人、上井草駅で4人、高井戸駅はゼロ、合計で21人というような歩きたばこしている方の数でございました。

次が吸い殻の調査でございます。吸い殻につきましては、こちらも春秋の2回の平均でございますが、高円寺駅で57本、阿佐ヶ谷駅で89本、荻窪駅で52本、西荻窪駅で83本、上井草駅で16本、高井戸駅で80本、合計で376本、こちらは少しふえているような状況でございます。

裏面に参りまして、このようなデータを踏まえまして、傾向と対策でございますけれども、一つ目は喫煙マナーについてでございます。指導実績や歩きたばこの数は、これまで同様減少あるいは横ばいというような状況でございますけれども、その一方で吸い殻の数は増加の傾向が見られます。近年、コンビニエンスストアなどの店頭に設置されていた灰皿が、受動喫煙防止への取り組みなどから撤去されているような事例もありますので、そうしたことが吸い殻の始末に困ってポイ捨てをする違反者がふえているようなことの要因になっていることが考えられます。

また、最近の傾向としましては、路上禁煙地区の中でも、駅の周辺の表通りではなくて、裏通りや路地などで歩きたばこやポイ捨ての違反者がふえているような、実感でございますが印象があるというようなことでございますので、今後も駅付近でのパトロールを行っていくと同時に、裏通り等での常習的な違反への対応も強化していきたいと考えております。

そのためには、区民の方から寄せられる声を聴きまして、パトロールは区内全域で展開しておりますけれども、限られた要員を苦情の多い地点にタイミング良く重点的に配置するなど、知恵を絞って効果的な指導に結びつけてまいりたいと考えております。

二つ目が啓発用の路面標示。路面に「路上禁煙地区」ですとか「歩きたばこ・ポイ捨て禁止」といったような表示をしておりますけれども、この表示が大分老朽化して、かすれて見えにくい、剥がれかけていて滑って危険である等の要望や苦情が最近ふえている傾向にございます。今後もたばこ小売店等の協力も得ながら、パトロール等により区内全域をチェックして、随時メンテナンスに努めてまいります。

また、貼り替えなどのメンテナンス時には、貼り替える際には、オリンピックの開催を視野に、外国語の表記も加えていきたいというふうに考えています。日本語のほかに、3外国語で表記を行ってまいります。

三つ目ですが、屋外の喫煙所についてでございます。国の健康増進法の改正や東京都の受動喫煙防止条例の制定により、屋内ですとか病院、学校、公共施設での受動喫煙対策が強化されてまいります。路上など屋外での喫煙は直接の規制での対象ではありませんが、受動喫煙に対しては厳しい視線が向けられておりまして、屋外においても喫煙所から漏出する煙や私有地での喫煙の煙など、受動喫煙に対する対策の強化を求める要望がふえている傾向にあります。また、今後の法改正による屋内での受動喫煙対策により、屋外で喫煙される方がふえるというようなことも考えられるため、これまでの既存の喫

煙所の改修や新たな喫煙所の設置など、東京都の補助制度も活用して取り組んでいきたいと考えております。また、受動喫煙に関しましては、保健所などの関連部署と一層緊密に連携をいたしまして、法改正の影響等も注視して、適切に対応していきたいと考えております。

最後に路上禁煙地区の指定についてでございます。路上禁煙地区の指導実績や歩きたばこの人数は減少していますけれども、吸い殻のポイ捨ては増加傾向にあるというようなこと。また、その場所は駅周辺に多いということですので、やはり6地区の路上禁煙地区は継続をして、重点的なパトロールを実施するなどして、喫煙ルールの浸透、マナーの向上に引き続き努めてまいります。

ご報告は以上でございます。

●鈴木副会長 はい。ありがとうございました。

ただいまの説明に関連して何かご発言の——どうぞ。

●N委員 公募委員のNと申します。3の①のマナーのほうに関してなんですが、コンビニの店頭で設置されていた灰皿が撤去されるという事例があって、これはやっぱり背景がこっちが把握している限りでは、近隣の商店とか住人から煙いとか、そういった苦情が入ったりとか、またやっぱりコンビニ自体が人手不足で、既に現場がオペレーションが大変なもので、そういうコンビニで灰皿を手入れするのが厳しい情勢になってきたというのがあると思うんです。どうしてもやっぱり、駅前ではやっぱり歩きたばことかそういうのはだめだというのはわかっている方が多いので、裏道とかでたばこを吸ったりとか、歩きたばこをしたりというのは、逆に今ふえているのかなというので。やっぱりこれは、この条例って、もともと、環境清掃審議会の委員をやらせていただいた際にこのテーマでよくやらせていただいたんですけれども、やっぱりまちの美化とか、あとは治安とか防犯というのは結構関係していると思うんですね。で、裏道でやっぱり吸い殻をポイ捨てして放火とか、まあ、放火って、火事とかそういったぼやとかになるのはよろしくないんで、それこそパトロールはやってもいいんですけれども、時間帯を変えるとか、やっぱり何らかのやり方とか運用を変えていく必要があるかなと考えているんですが、その辺の区のお考えをお伺いしたいと思います。

●環境課長 よろしいでしょうか。裏道などでの喫煙もふえていて、防犯上も危ないというお話がありました。そのようなお声もいただくことがございますので、そうしたところを中心に、また時間帯などもちょっと考えて、今は朝が中心ですけれども、ご要望

いただいたような時間にパトロールをするなど、柔軟に効果的に回っていきたいというふうを考えてございます。

- Y委員 すみません、Yです。お願いというか、ご意見が。

なかなか難しい問題ですが、その前に1番、指導実績とありますが、我々の頭にあるのは、最悪、罰金刑、摘発されるというのものもあるんだけど、この指導というのはそういうものも入っているのか入っていないのかわからないんですが。たわいもない話ですが、まず1点。

- 環境課長 はい。この指導の中には、平成26年度以降は、罰金というか過料の徴収というのは実績はゼロですので、この中には含まれておりません。

- Y委員 わかりました。できたらそこを分別してもらったほうがいいかもしれない。僕らの活動にもちょっと関係があるんで。

申し上げたいのは、一つは、私も町会でこのモク拾いをやっているんですけども、大体わかってきたのは、ルートがさっきおっしゃった駅前ではなくて、それぞれ地域でもとおっしゃったけど、たばこルートというのはだんだんわかってきているんですね。それを町会としてどうしようかと今検討しているんですが、その前に、やはりこういう類いは、ある日突然じゃなくてもいいんだけど、集中的に、徹底したほうがいいと思うんです。件数が上がって、ぱらぱらじゃなくて。ある日とかある週、全エリアとかあるエリアを徹底的にやる。私、時々見かけて、若い人に声をかけて、ここはこうだよと言うと、妻が、やられちゃうからやめたほうがいい、声をかけるなど、こう言うんですよね。

それで、これらの件については、いろいろ細かい点も含めて、去年ご意見を出したんですよ。それを見ていただきたいんですが、その中に1点だけ、お願いというかこの場の議論になると思うんだけど、この2ページ目に、②啓発用の路面標示、「歩きたばこ・ポイ捨て禁止」「路上禁煙地区」。僕らは、申しわけないけど、最初わからなかったんですね、この差が。現実には、このルールを守ろうと思う人も、どうなの、と。もちろんエリアもわからないんだけど。もう、たばこが悪いというのは一つでいいんじゃないかと、表現は。ともかく、歩きもポイ捨ても含めて、だめ、と。何かこれ、区分されているように思えて、しょうがないんですよ。で、わかりにくいから我々も、町会の中でやるときも指導もしにくいし、たばこを吸う人たちもよく理解が進んでいないというようなのがあって、このルールをもう少し、たばこはもう世の中でおかしいというん

だから、もう少し単純なわかりやすいルールにしたほうが良いと僕は思っております。

ということで、細かな話はレポートで去年出してありますので、この場の議論としてはそういうようなものを、できるかどうかというのは今後の課題として、検討してほしいなと思います。守りやすいルール。ええ。

●鈴木副会長 はい。今のような具体的なお提案ですと、みんなまとまるのが難しいんじゃないかなと気にするんですね。

●Y委員 いや、難しいかどうか、僕らにはわかりません。ええ。ご担当のほうで判断してもらえれば良いと。そのとおりにやってほしいんじゃないかと、そういうような意見があるからご担当のほうで参考にしてもらえれば良いと思います。今ここで難しいかどうかを決めなくていいと思うんですよ。

●鈴木副会長 それ、いいですか。

●環境課長 今、路上禁煙地区ですとか歩きたばこ、ポイ捨て禁止と、その区別がわかりにくいとお声がありましたので、そこについては、啓発のパンフレット等がありますし、わかりやすいルール、マナーというところをこれからもPRしていきたいと考えておりますので……

●Y委員 はい。何回も言うけど、今決める必要ないの。そういうような観点で今後見ていただければと思う。

●環境課長 ありがとうございます。

●鈴木副会長 はい。ありがとうございました。

続いて、ごみ屋敷の解消の話ですね。これが現在どの程度になっているか、そのお話をいただけたらと思います。

●環境課長 はい。引き続きまして環境課長のほうからお話しさせていただきます。

資料の3をごらんください。ごみ屋敷でございますが、いわゆる管理不適正住宅をいわゆるごみ屋敷と呼んでございます。住宅の敷地内を不良な状態のまま放置して、近隣住民の方の生活環境に著しい悪影響を及ぼしているようなものでございます。環境課では、保健福祉部門と連携しまして、懸案となっていました1軒のごみ屋敷を解消に結びつけることができましたので、事例の紹介として報告させていただきます。

ごみ屋敷の概要でございますが、個人情報もありますので、詳しい所在については伏せさせていただきます。荻窪警察署さんの管内でございます。居住者はA氏、B氏というきょうだい、その父親であるC氏は高齢者の施設に入所しております。

ごみ屋敷の解消の経過でございますが、平成28年ごろから、このA氏が拾得物等を自宅の内外に集積させるようになりまして、近隣の方から悪臭や火災の発生の懸念などについて、環境課に相談や要望が寄せられ始めました。

環境課では、そのような要望を受けまして、A氏に対してごみ等の整理、処分について繰り返し指導をしましたが、そのときには受け入れられることがなくて、ごみは一層増加して、ふえていくような状況でございました。

そうした中、平成29年度には、A氏が屋外のごみを処分することについて、一旦は了解をしたことがありましたので、環境課のほうで処分の業者を仲介しまして、一度は現場からごみを排出いたしました。その直後にA氏の気が変わって、排出したごみを元に戻すようにというふうに事業者には指示をしたため、また元のごみ屋敷に戻ってしまうようなことがありました。

こうした経過もありましたが、今年度になってA氏が都内の高齢者施設に入所することになりました。また、同居していたB氏が7月に亡くなるということもありまして、これまで、このA氏、B氏と、入所しているC氏しかいなかったわけですけれども、これまでこの屋敷の管理に関係性を保ってこなかったD氏というきょうだいがいましたので、このD氏にごみ屋敷の解消に向けて動いてもらうため、高齢者部門と福祉部門と連携をとりましてこのD氏を説得しまして、屋外のごみを処分させることができたという状況でございます。

課題としましては、D氏は、今回、屋外の、家の外にあるごみは処分しましたが、屋内のごみについては自分で片づけるというような申し出がありましたので、家の中には、屋敷内には相当のごみが存在するというような状況です。

A氏は入所してしましまして、B氏は死亡しているという状況ですので、現在空き家状態となっているため、防犯上の懸念は引き続き残っているということです。

今後でございますが、空き家となっている当該ごみ屋敷については、D氏によるごみの処分を見守ってまいります。自主的に対策を講じない場合には、都市整備部の空き家対策担当などと調整しまして、必要な対策を進めていくことといたします。

裏面に写真もございますので、ちょっとごらんいただきまして、上の写真のような状態が、下のような状態で、ごみはきれいに片づきまして、樹木もきれいに切られたというようなことでございます。

今回の事例を通じてわかったことでございますけれども、ごみ屋敷の居住者は経済的

だけではなくて精神的にも支援が必要な場合が多くて、法や条例に違反しているということ根拠に指導を重ねても、なかなか解決を図ることは難しいというような状況です。今回のように保健福祉部門との連携が重要であるということを改めて認識した、学んだということでございます。

今後、本件の解決に向けた取り組みを教訓に、さまざまな分野や関係機関と連携しながら管理不適正住宅の対策を進めてまいりたいと考えております。

本件のご報告は以上でございます。

- P委員 ちょっとよろしいですか。
- 鈴木副会長 ただいまの報告について、質問、ご意見などがありましたら。
- P委員 ちょっと伺いたいんですが、私は区のほうの統計調査委員のほうもやっておりまして、そのあれで自分の担当区域なんか、あちこち回っている機会があるんですが、そのときに思いますのは、このごみ屋敷とそれから空き家対策との関連性というか、そこから辺はどういうふうに対応されているのでしょうか。
- 環境課長 人が住んでいるところはごみ屋敷というふうと考えて区が区別しております、人が住んでないところは空き家というふうな区別をしております。

で、空き家にごみがたまっているようなものは、空き家でございますけれども、そこは都市整備部の空き家の対策部門と連携して対応をしているというような状況です。

- P委員 この資料の写真にありますように、外側にずっと、こう出ているようなごみというのは非常にわかりやすいんですが、塀で囲まれたり、垣根で囲まれたりしている空き家。そこが結構、建物の持ち主の方ではなくて、よそからごみがどんどん集まってくるみたいなどころがあるように見受けられます。その辺がこの環境課のほうの方たちと、それから空き家対策の都市整備部ですか、そちらのほうとの、何といいますか、コラボレーションというか、何かそういう連絡関係というのはどんなふうになっているのでしょうか。
- 環境課長 今、空き家の対策については、都市整備部に空き家の担当の部署ができておりまして、全てそこで、まずは空き家対策の担当のところワンストップで対応しておりまして、そこから環境課ですとか他の部署に連絡が来るようになっております。

この空き家になっているところに、まあ、例えば通行人の方がごみを投げ入れてしまうような例もありますので、そうしたところ、苦情ですとかが寄せられた場合には、空き家対策の担当のほうで、まずはその所有者を探しまして、そのような状況にあるので、

指導、管理を適正にするようにというような指導をするようなこととなります。また、そこでごみの排出等の問題になりまして、そうした場合には環境課のほうにも、あと、樹木が茂っているとかそうした、茂って隣の家にはみ出しているというような場合にも環境課にご連絡が来まして、環境課のほうであわせて指導するようなことを行ってございます。

●P委員 はい。ありがとうございました。

●鈴木副会長 どうぞ。

●N委員 はい。このごみ屋敷の問題は結構背景がいろいろ複雑で難しいと思っていて、ちょっと角度を変えた質問なんですけど、こういったごみ屋敷は一番の要因は、高齢化とかその住んでいらっしゃる方が病気とか、いろんな事情があると思うんですね。で、実際、一番大変だなと思うのは、この問題に向き合う自治体の職員の方の問題だと思うんですね。で、こういった部署の担当の方が、実際、人手が少なかったりとか、極めて忙しいという話はいろんな地域で問題になっていて、やっぱりそういった担当される方のメンタルヘルスの問題って、結構心理的に病まれる方が非常に多いという。そのため非常に不人気な部署になってしまうと。やっぱり、そうなると、余計、残っている方がさらに大変になってしまうと。その悪循環をどうやって断っていくとか、あとは逆にメンタルヘルスのフォローというのをどうしていくかというのは、やっぱりかなり深刻な問題だと思うんですね。こういった自治体の職員の方ってよく言えば、地域に向き合うという結構かなり大事な仕事をされていると思うんですけども、地域に向き合うという、これ、かなりもう一つの裏の顔と言ってはなんですけど、こういったハードな仕事も含まれるわけで、そういった面で職員の方のフォローとかメンタルケアとか、その辺のお考えと今後の展開をお伺いしたいと思います。

●環境課長 環境課のほうからお答えをいたします。

こうしたごみ屋敷の対策の担当の部署が、環境課のほうに生活環境担当という部署がございますけれども、まあ、不人気かどうかはわかりませんが、確かにその対応はかなりハードな部分もありまして、向いていない職員もいますし、そこは、こうした交渉が得意な職員もおりますので、そうした適性ですとか、そうしたことも考えていきたいと考えておりますし、体制も所管としては少し充実させたいというふうに考えておりますけれども、ほかにもさまざまな仕事もございますので、その中のバランスということだと思えます。

件数的には、こうした、年間平均すると、例えばごみ屋敷等は30件程度だと考えていますが、継続して対応が必要な、かなり重いケースというのが、大体、今、件数で言ったら10件ぐらいで、一件一件、かなり解決に時間がかかるので、そうした意味でなかなか件数でははかれないところもあるのかなというふうに考えております。今後も対応等は考えていきたいというふうに思っています。

●N委員 はい。わかりました。

●Q委員 Qと申します。よろしく願いいたします。素朴な質問をさせていただきます。

私も地方に空き家を持ってしまして、定期的に帰ってはいるんですが、もちろんきちんと税金は払っておりますが、税金も払わない、持ち主もわからないという空き家と、きちんとそういうことは、最低限のことはしていますけどその家に誰も住んでいないという空き家の区別というのは、どういう状況なんでしょうか。お願いいたします。

●環境課長 はい。そうですね、空き家の対策は別の部署ではありますけれども、わかる範囲でお答えいたしますと、その、持ち主がわからない、周りの方からわからないようなところで税金を払っていないかという、税金は固定資産税がかかっている、まあ、大体払っている。払わないと、差し押さえられて、競売等になってしまうということがありますので、大体払われているような状態です。で、空き家であっても、税金も払っていて、きちんと適正に管理をしていけば、それは樹木も伸びていないとかであれば、そこについては適正に管理されている空き家であると考えております。

空き家の定義というのは、1年以上全く使用しないところが空き家というふうに呼ばれておりまして、例えば倉庫で使っていたりとか、年に1回帰って何かやるとかというところは空き家の定義には入っておりません。

●P委員 ちょっといいですか。要するに地域に空き家があった場合、その空き家の建築形態によっても違うと思うんですけれども、例えば私どものほうの地域にあった空き家、これは幸いにも都市開発で建てかえが起きたためにそれがなくなって助かっているんですが。

実は助かる前はどういうことだったかという、そこがジャングルみたいになっちゃってまして、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、そういうものがすみついちゃって、その例えばアライグマなんか、近所の家、古い木造家屋のところの縁の下とか屋根裏にすみつかれちゃった。それで追い出しと一緒にその住民の方とやったこともあるんですが。

それとあわせて、野良猫。野良猫がまたそこから、何といたしますか、動物園状態にすみついちゃうんですね。そういうような動物に対する対応というのは保健所さんだと思うんですが、荻窪の保健センターなんかいろいろ相談しながらやっってはきているんですけど、その辺、この環境さんのほうとしてはどんなふうにお考えなんでしょうか。

●環境課長 環境課のほうからお答えします。

空き家になっているようなところでジャングルのように木が茂って、草木が茂っているようなところ、動物がすみついているようなところはございまして、ハクビシンですとかアライグマというのは、害のある獣、害獣というふうに定義しておりまして、ご要望、苦情等をいただければ、環境課のほうで対応をするような。樹木は、もちろん所有者にまずは連絡をとりまして、樹木をきれいにするようにというようなことですか、それを指導するというようなことはありますけれども、害獣についても所有者とももちろん連携をとりながらですけれども、わなを仕掛けたりというようなことも行っております。

で、猫は、ちょっと害獣というのとちょっと違ってございまして、こちらはおっしゃるとおり保健所のほうの管轄でございまして、犬猫等は保健所ですので、そこは連携をとってまいりたいと思いますが、この猫等の対応はなかなか難しいというところもございまして。

●P委員 ありがとうございます。

●鈴木副会長 じゃあ、よろしいですか。次のテーマに移りたいと思います。

資源の持ち去り対策ですね。これについて行政からの報告をお願いします。

●杉並清掃事務所長 はい。よろしいですか。清掃事務所から、では報告いたします。

資料4になります。先ほど会の開催直前に資料を差しかえさせていただきまして、どうもお手数をおかけしました。「資源持ち去り対策の実績について」という資料になりますのでご用意いただきたいと思います。

まず初めに、刑事告発等の状況についてご説明いたします。

収集・運搬禁止警告書の交付件数ですけれども、30年度、今年度につきましては0件ということで、こちら警告書というのは、集積所に、一般的には古紙ですけれども、排出されたものを区の行政の回収とは別に持ち去っていったことが確認できた場合、その者に対して交付をしているものでございます。

さらに、禁止命令書の交付件数ですけれども、3件となっております。こちらは警

告書を既に交付した後にさらに同じ行為が繰り返された場合に、禁止命令書を交付しているものがございます。

告発件数ですが、今年度については0件となっております。氏名等の公表ですけれども、こちらは今年度5名の者を公表してございます。29年度以前のものもこちら一覧表でお示ししておりますけれども、禁止命令書の交付ですとか公表の件数等は減少している状況でございます。

続きましてパトロールの状況ですけれども、毎日、こちら杉並区内全域を日曜日と年末年始を除く毎日、朝6時30分から10時におきまして、区の職員と、あと民間の警備会社の方と、車2台で回ってございます。

パトロールの実績ですけれども、こちら今年度は11月末現在209日ということで、従事者数は498名となっております。

パトロールをしての状況なんですけれども、ここ数年同じような状況かなとは思いますが、やはり違反行為をする者については、かつてはもう何十名というふうにいたるところでありますけれども、今現在十数名ということで確認はしてございまして、区のほうとしても、車のナンバーですとか名前、氏名と顔ですね、もう、その場、すぐに、あの人だなというようなことがわかっている状況でございまして、禁止命令書を交付したりですとか、名前を公表しても繰り返されてしまうというような状況でございます。

ただ、昨年度からの変化につきましては、やはりパトロールをしている中で車両を目撃する件数ですとか、区民の方からいろいろ情報をいただきますけれども、そういった通報の件数も減少しているような状況でございます。

私からは、簡単ですが以上になります。

●鈴木副会長 ありがとうございます。

ただいまの報告で、何か皆さんからご発言があれば、どうぞ。

●P委員 よろしいですか。すみません。

この持ち去りのパトロールというのは大変だと思うのですが、朝が早いので、で、大体持ち去るものというかどうかというのがあるかということ、新聞なんですよ、古新聞。ほかのものでは、まず、ないと思います。

例えば私の住んでいる地区なんかでいいますと、大体6時ぐらいに足立ナンバーの白いトラックがきます。そこに、要するに「資源回収」とか書いたものを張りつけてあるんですよ、そのトラックに。だから、地域で地元の奥さんたちに聞くと、というか

それを言うと、「あれっ。区でやっているところのトラックじゃないんですか？」と言われるんです。その辺は一般の方たちと区役所のほうのあれとで、要するに資源回収車の、通常、資源回収車は、区のものだとちゃんとしたいろんな表示が出ていますけれど、その辺のところのお知らせといいますか、こういうのは違うんですよと。それで持ち去られることによって区のほうのそういう資源収入というのがこういうふうに損害を受けているんですよというような、データではなくて、具体的なわかりやすい解説をしたものを各町会のほうでやっている回覧板とか掲示板とか、区の掲示板だとかそういうものでも、啓蒙活動みたいな。それというのはできないものなんじゃないかな。

- 杉並清掃事務所長 はい。よろしいですか。はい。お答えいたします。

ご指摘のとおり持ち去りはほぼ新聞紙というふうに考えていただいてよろしいかと思うんですけれども、確かに持ち去りの車にも「資源回収」というような表示がされている場合もございまして、ただ、区のほうを用意しているものとは異なるものであったりとか、下手するとまねをしているようなものもあろうかと思えますけれども、区のほうでの案内というのは、黄色い、こう、ごらんになったことあるかと思えますけれども、ボディパネルを用意してございまして、そういったものが区のものなんだよということ、できるだけ写真ですとかそういったものを使って広報ですとか、今も年間数回、「ごみパッケン」という清掃の情報紙を発行してございまして、ああいったものを使いまして、広く浸透して、わかっただくように工夫してまいりたいと思います。

また、その持ち去りによって、区にとってどういった損害を受けているですとか区民の皆さんの信頼がどれくらい損なわれてしまっているというような、そういったことについても、やはりご指摘いただいたように、データではなくて、やはり皆さんの生活の中でどういうふうに影響があるのかというのをわかりやすく丁寧に説明をしていきたいというふうに思っておりますので、どうもありがとうございます。

- P委員 ありがとうございます。結局、要するにごみを出す場所というのはそれぞれ地域で決まっていますよね、各町内で。で、そのごみ置き場になっている近隣の方たちは、誰が持っていこうが、そこのごみが、ごみといいますか廃棄物がきれいにさえなっていればいいという感覚なんですね、圧倒的に。ですから、持っていく人たちが区の業者であろうが、こういう犯罪者的な人たちであろうが構わないですよ、現実が。だから、その辺のところをもっと、ちゃんとした違いを表示できるような、例えばごみ収集所の場所に何かこう、張り出すような、書いたものを張り出せるような、こういうのは違反

業者なんですと、こういうところに持っていかれると、区の廃棄処理の、何と申しますかね、古新聞なんかのそういう収入というのが減るんですよというようなものを何かわかりやすい表現でできないものでしょうか。こう、張りつけて。

- 杉並清掃事務所長 はい。ありがとうございます。これ、区の回収なのか持ち去りの回収なのか、なかなか区民の方、皆さん区別がつかないというようなところはあろうかと思えます。そういった意味も含めまして、壁に、集積所に張るものいいかどうかは、その場所にもよりますので、個々の対応になろうかと思えますけれども、やはり違いをきちんとわかっていただくような、わかりやすいPR、情報の提供というのは欠かせないかなと思っておりますので、また、ほかの方法も交えて工夫してまいりたいと思えます。
- P委員 ありがとうございます。
- Q委員 すみません。去年、前回、この資源持ち去りの件がありましたとき、初めての出席だったので、どのタイミングで質問していいかちょっとわからなかったのであえて質問していないですし、それからこういう事業をされている担当部署に、感情を逆なでするかもしれませんが。

素人判断で、資源を無駄なく回収するということが先決であって、それを、例えば、あれは持ち去ると窃盗ですか、窃盗罪ですよ。そういうことではなく、それにかかわられる人の、よく経済効果といいますけど、マイナス経済効果で、そのことにイタチごっこみたいに追っかけて、犯罪者をというんですか、そういう人を追っかけたりされるエネルギーというのか経費と。それから、私初めて知りましたが、資源の収入というのは子ども会とか町会に入るものかと思っていたんですね。区の収入の一部に入るとはちょっとゆめゆめ思っていなかったんですが、その収入の額と、それからそれにかかわられる、携わられる人の人件費等、それを差し引きしたときに、果たして、そんなに追っかけられなきゃいけないような規模のことなのかなという。処分をされてしまうというのは問題ですけど、一応資源を回収してリサイクルに回されるということであつたら、所期の目的は達しているんじゃないかなと思うので、余りこの——いや、悪いですよ。その持ち去ったりする人というのは倫理的にも悪いんですが、それにすごいエネルギーをかける必要があるのかなということは、前回も、素朴な疑問として、ありました。

以上です。

- 杉並清掃事務所長 はい。よろしいですか。

ご意見、どうもありがとうございます。恐らく持ち去りの対策、取り締まりにかかっ

ている費用と、その費用対効果というお話かと思います。実際に、確かに資源が持ち去られることによってどれだけの金額の損害を受けているかというところの判断というのは必要かと思います。

ざっと単純に計算をしますと、2トン車で車が回っていて、そこに全て新聞紙が持ち去られていたといった場合に、今現在、私の簡単な計算ではあります、十数台そういった車があると仮定するならば、年間大体7,000万、8,000万とかという金額になろうかなというふうに思っています。

取り締まりをお金をかけてやる必要があるかというところですが、実際の古紙の、そういった持ち去っていくものが新聞紙、高く売れるというようなところで、今までも新聞紙だけ持っていくというような状況で。ただ実際、今の区の方での資源回収をしている古紙の部分というのは、今、新聞紙は、購読者数も減っているということがある中で、雑紙とか段ボールとか、ほかの紙が結構出ているような状況で、そういったものは持ち去り業者は持っていかないんですね。で、持ち去り業者をそのまま、持っていつてくれるからいいでしょということで、そのまま見過ごしてしまうと、今度本当に区の資源回収の部分との両立がうまくできなくて、新聞紙だけ持っていつて、その持ち去り業者が全部持っていつていただけるんだったら、資源リサイクルとして全部の古紙を全部回収してリサイクルしてくれるのであればいいんですけどそういうわけにいかないんで、やはり区の資源の回収のシステムというのをきちんと確立するために残している部分がございますので、どうしても古紙の持ち去り業者の方のそういった生活のこともあるんだと思うんですけども、やはりそこはルール違反ということで取り締まりをしているというのが状況でございます。

- 環境部長 すみません。ちょっと補足させていただきますと、確かに経済的効果だけを見るとマイナスのほうが大きいのかもしれないんですけども、やはり区民の方には、本来、新聞をとって新聞事業者にやればトイレットペーパーとかをもらえるものを、区のために使っていただきたいから提供しているのにそれをほかの人に持っていただくのは非常に腹立たしい、そう言われる方もいらっしゃると思いますので、そういったことも考えながら、ちょっといろいろ進めさせていただいているというような状況です。

区民の方も結構、きれいになればいいという方ももちろんなんですけれども、区だから提供していただいているという方もそれなりにおりますので、その辺を考えて、これから進めていきたいと思っています。

●Q委員 すみません。町会とか子ども会へ援助に行っているというのは、区が回収されたものが分けられているんですか。

●杉並清掃事務所長 町会さんに、回収して売却した収益というのをお渡ししているというのは、恐らく町会さんで集団回収を実施されている場合に、集団回収、集めたものを町会さん自身で資源の回収業者さんに売却をして、その収益が町会に入ってくるといった場合はございます。実際、区のほうで行政回収をしている分についての売却益については、町会さんにお渡しするのではなくて、それは区の収入として、歳入として確保している。

●Q委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

●N委員 今回の補足ではあるんですが、この件はたしか議会でも、前、私が委員をやっていた環境清掃審議会のときでもやっぱり結構議論があって、今の話、両方出てくるんですね。その費用対効果の問題と、実際、区がやっているという事業の問題と。

で、やっぱりこの生活安全協議会では、二つの大きな問題があるのかなと。資源持ち去りの車はを、大体、大方、猛スピードで住宅地を走り去ります。で、交通事故の問題がまず一つあります。もう一つはこの、これも、やっている業者の問題ですけれども、業者も多々あるんですが、やっぱり最大の問題は、要は反社会的勢力の資金源になり得るという、その治安の問題というのがあるのかなという。やっぱりその問題と費用対効果というのは、多分いろんな議論のもとにはなっているんですけども、ちょっとこれは、その両方というのは、常にバランスを持って考えていく必要があるかなというふうには考えています。

●杉並清掃事務所長 はい。よろしいですか。どうもありがとうございます。

ご指摘のとおり、やはり治安の問題というの、非常に課題として、ある点ではございます。やはり、狭い道を猛スピードで走っていくですとか、通学時間帯にも構わず入っていく、私道も構わずに入っていくというような報告もされておりますので、そういった意味でもやはりパトロールというのはきちんと継続していかなければならないというふうには認識してございます。ありがとうございます。

●鈴木副会長 ちょっと中途半端な部分もあるんですが、続いて警察署の年末・年始の防犯対策。これについてご報告をお願いしたいと思います。

●V委員 荻窪警察の生活安全課長のVと申します。各警察署からではなくて、3署を取りまとめてご報告させていただきます。また、区の山田課長と重複する部分があります

けれども、ご容赦ください。

まず、杉並区内における犯罪の発生状況について、手集計になりますけれども、統計的なものをご報告させていただきます。

11月末現在ですが、刑法犯の総数は3,422件。では、この数が一体どうなのかといいますと、昨年比マイナス141件でございます。その刑法犯の中で、警視庁が特に重点的に防犯でありますとか検挙といった面で重点的にやりましょうという七つの罪種を指定しております。それは何かといいますと、特殊詐欺、ひったくり、侵入窃盗、強盗、性犯罪、自動車盗、子供に対する犯罪、この7罪種を、警視庁としては指定重点犯罪と定めております。この指定重点犯罪に関しましては、360件の発生で、昨年比マイナス10件という数字でございます。

では、7罪種を一つずつ見ていきますと、先ほどから話題になっております特殊詐欺に関しましては、149件で、マイナス8件。ひったくりは11件で、プラス6件。侵入窃盗は145件で、マイナス5件。強盗は10件で、マイナス3件。性犯罪は34件で、プラス5件。自動車盗は発生がありません。マイナス4件。子供に対する犯罪も、発生はありません。マイナス1件となっております。

たびたび同じ罪種が出てきますけれども、特に、やはり警視庁としては、特殊詐欺の対策に力を入れております。ここにお集まりの皆さんは防犯意識等が高い方ばかりですので、特殊詐欺の被害に遭わないと思われませんが、ぜひ皆様のご家族やご友人、ご近所、仕事仲間等にどういった特殊詐欺があるのかといったところを情報共有していただいて、発生の防止にご協力いただければと思います。特殊詐欺、オレオレ詐欺、じゃあ一体どんな手口なのか、最近どんなものが多いのかといったところをご紹介させていただきます。

いわゆるオレオレ詐欺ですね。かばんをなくしたとか書類をなくした、会社で必要なお金、小切手等が入っていたんでそれを立てかえてくれないかといった、いわゆる典型的な、昔からあるオレオレ詐欺。これはいまだに発生しております。

それとあと、医療費や保険、税金が返ってきます、ATMに行ってくださいと。そこでお金の返ってくる還付金がありますので、還付する手続きができますという、これも昔からある還付金詐欺。これも発生しております。

あとは、主に携帯電話等のメールに、あなたは有料サイトを使っていますと。その代金が未納です、それを払ってください。コンビニに行ったら電子マネーを購入して、それ

で払ってくださいという、これを架空請求と言っていますけれども、架空請求詐欺、これも発生しております。

で、ことしに入って多くなってきたものが、今までと違った手口であるのが、キャッシュカードをだまし取るといった手口になります。あなたのキャッシュカードが違法に使われていますとか、もう古いので使えませんか、そういった理由をつけてキャッシュカードを受け取りに来て暗証番号を聞き出して、キャッシュカードをだまし取るといった手口がことしに入ってふえております。

あともう一点は、先ほどもありましたけれども、法務省等をかたったはがきを送りつけて、訴訟にしますと。訴訟にならないためには解決金を払ってくださいといった、そういった内容のはがきを送りつけるもの。

この二つの種類がことしになってふえてきている手口になりますので、そういった具体的な手口を皆さんに知らせていただいて、この発生の防止に役立てていただければとお願いしたいところでございます。

また、警察として何をやっているのかといったところで、ことしから力を加えた部分の一つで、いわゆる警察署任せではなく、警視庁全体としてこの特殊詐欺に取り組むんだといったところで、警視庁本部に勤務している、警察署の職員ではない、警視庁の本部に勤務している職員も、出勤や退庁の際の時間を利用して、今ではまちのATMに固定して見守り活動をしています。ことしから、警視庁本部の人間、警視庁全体としてこの還付金詐欺等の防止に努めているところでございます。ぜひ皆さんの身近な人から悲しい被害者が出ることをないようにご協力いただければと思います。

そしてまた、この題目にあります区内3警察署の年末・年始の防犯対策についてですが、まさにきょうから、12月20日から1月3日までを年末年始の対策期間と設けまして、本日から、金融機関でありますとか、あと、まちのパトロール活動等の強化を行っていくところでございます。泥棒にとっても、このお金が潤った状態でお正月を迎えたい、なんていう者がおりまして、この時期は犯罪がふえる傾向にありますので、12月20日、本日から1月3日までの間を年末年始の特別警戒という期間にしまして、警察としては、パトロール体制等々を強化している体制でございます。

以上になります。

- 鈴木副会長 ただいまの報告で、質問、ご意見などがございましたら、追加でお願いします。

●Y委員 Yです。ありがとうございました。

一つお願いがなんですが、その前に最近新しい動き、そのとおりでと思うんですが、さらに、ハッカーから大分来るようになったようですよ。あなたの暗証番号が侵害されていますというのが大分最近。私も来ましたけれども。それはさておいて、そういった情報をわかりやすく的確に流したいと。例えば、町会の役員じゃなくて町会の人たちとか、それからいろいろな会合でこんなことがあるよとやりたいんですが、今、さっき申し上げた危機管理室さんからのメールとかそれからパトロール隊ニュース、あれを使わせてもらっているんですね。そういったものをもう少し、今のようなものも含めて我々が使えるような形で、僕は一度データなんかをつくりかえてみんなに教えているんだけど、そういう情報共有と皆さんおっしゃるんだけど、共有しやすい形、必要なものを適宜または定時でもいいんだけど、一緒になって、杉並区ではこんな情報がわかりやすく出ているよとなるといいなと。

もう一つは、これは余計な労力かもしれないけど、大体、町丁別に差があると思うんですよね、犯罪の特徴が。南のほうでは子供何とかが多いとか。そういうのって、うちの町内ではどんなのが多いの、と。これはある程度パトロール隊ニュースはそうなっていますよね、町名ごとに。そういうものは大変助かるんですが、いずれにしても、ちょっといろいろと相談させてもらってそういう情報の共有できるつくり方をご検討いただけたらなと、先々でいいんですがお願いします。

●N委員 じゃあ、いいですか。

振り込め詐欺、特殊詐欺に関して、過去何回かこの協議会の場で被害を未然に防いだ経験者としての体験談を申し上げたんですが、ちょっとそれで継続して、ちょっとお話しさせていただければと思います。

9月の終わりに高井戸の家電量販店に行った際に高井戸署でこういったキャンペーンを行ってまして、電気屋でこの迷惑防止機能の電話を買えば振り込め詐欺が防げますよと。確かにこういったことも防犯意識を高める、非常に大事なきっかけの一つかなというふうには思っています。ただ、やっぱり、どうしても所轄と行政がやる手法というのはかなり、私も1回講話とかをしたことがあるんですが、限界があることも事実で、やっぱりさっきも話があったんですが、水際作戦というのはかなり展開、浸透はされていると思うんですね。ただ、やっぱりこれから2020年オリパラの問題とかがあると、防犯意識というのは、やっぱり水際作戦じゃなくて、過去の東京オリンピックでもあり

ましたように頂上作戦の、それこそ振り込め詐欺頂上作戦というのは、やっぱり所轄では無理かと思うんですけど、警視庁とかでの、そういう本庁でのそういった取り組みというのは大事なかなというふうには思っています。

で、一年を振り返って、ニュースをちょっと確認していたんですが、10月頭に国内最大の指定暴力団の本部に警視庁から家宅捜索が入って、二次団体の幹部が振り込め詐欺の首魁として逮捕されたわけですね。こういった取り組みというのは、むしろ一般の方よりも、何というか、いわゆる反社会的勢力の方が見ているような情報サイトで大変な衝撃が走ったわけです。むしろこういった振り込め詐欺自体がそういった反社勢力にとって、非常にもう危険が、もう割に合わないという、そういった機運とか、社会的な雰囲気というのはやっぱり高めていく必要があるんじゃないかなという。頂上作戦というのは、オリンピックの際にこういう前例があるので、何とかそういう過去の施策等の取り組みを反映させられないかなというのが、被害を未然に防げた当事者の一人としても、切実な思いとしてはちょっと申し述べさせていただきたいなと思います。

●鈴木副会長 最後に、消防署における年末・年始の火災等防止対策。これについて、何かご報告をお願いしたいです。

●W委員 はい。杉並消防署のWです。レジュメの次第に従って、消防署の年末・年始の火災等防止対策ということについて、最初に説明させていただきます。

杉並消防署、荻窪消防署、杉並区内も含め東京消防庁は東京都内で12月1日から大みそか31日までを年末、1月1日から4日までを年始ということで、消防特別警戒というものを行っております。この期間は、ポンプ車、消防車で夜間に区内を巡回して、火災予防、放火防止等と呼びかけたりするほか、職員、隊員の休暇の自粛を求めまして、活動する隊員の確保に努めております。そういった形で、年末年始、火災を初めとする災害の発生防止に対応しているところになります。

続きまして、お手元の配付資料、資料6の内容なんですけれども、ことしに入って11月30日現在の、杉並区、杉並消防署、荻窪消防署の火災の発生状況の詳細、概要が記載されております。火災件数は、杉並、荻窪両消防署とも減少傾向にありまして、杉並区全体では前年同時期と比べて17件減少した95件となっております。この中で、特筆というか注目していただきたいのは、杉並区の死者の欄ですね、火災による火災で亡くなった方のところなんですけれども、4名の方が亡くなっております。いずれも杉並消防署管内で発生した住宅火災で亡くなられております。

2番のほうの解説の中にも書いてあるんですけども、この亡くなっている方、4名の方はいずれも65歳以上の高齢者ですというふうに記載させていただいているんですけども、65歳という、法令的というか、社会的に高齢者というふうに使わせていただいている基準というかで記載をしているんですけども、実際にはこの4名の方はいずれも80歳以上の方になります。80歳以上の方が住宅火災で亡くなったということになります。

こうした状況を受けまして、東京消防庁では昨日報道発表を行いまして、住宅火災による死者が増加していますということで、注意喚起を行っております。内容的には12月に入って、住宅の火災、これによって6人の方が亡くなっています。12月18日現在で、平成30年中の住宅火災による死者、亡くなった方は61名。昨年の同時期と比較すると、9名増加しております。これから、暖房器具ですね、ストーブですとか、そういったものを使う機会が、寒くなってどんどんふえてきますので、また火災の増加傾向に拍車がかかるのではないかと。それに伴って、住宅火災で亡くなってしまおう方、残念ながら命を落とす方の発生も懸念されているところになります。

先ほども申しましたけども、杉並区に限らず、東京消防庁管内でも住宅火災で亡くなった61名の方、65歳以上の高齢者の占める割合は8割近くになっています。こういった高齢者の方を住宅火災から守るために有効なアイテムとなるのが、住宅用火災警報器、通称住警器ですね。これの設置促進が住宅火災の死者防止対策の、まあ、特効薬とまでは言い切れないんですけども、効果のある施策ということで取り組んでおります。

この住宅用火災警報器は一般住宅に設置義務づけ、条例法令等で義務づけされてから間もなく10年ということで、この機械の性能上、構造上、10年たつと、本体のバッテリー、電池ですね、これの寿命が来ってしまうというようなことが製造メーカー等からもうたわれております。電池切れになりますと、当然、火災等、検知できなくなってしまいますので、対応していただくようお願いしているんですけども、一部、社会で言われているのは、バッテリー、電池を交換してくださいというようなことが広まっている状況もあります。これに関して東京消防庁は、バッテリー、電池の交換だけではなく、本体そのもの、本体ごと交換をしてくださいと、本体ごとの交換を奨励して、今、その広報を行っているところになります。

あと、住宅用火災警報器というのは、つけなければいけない場所が決まっています。例えば一番火を使う台所だけ設置すればいいのかというところと決してそういうことではなくて、全ての居室ですとか、2階がある場合には階段の一番上のところ、あと玄関ですと

か、そういった、東京都の場合は条例で設置しなければいけない場所が決まっておりますので、そういったところには全て設置していただいて、住宅用火災警報器が適正にご自分のお宅に設置されているという状況になるということ、今、一生懸命広報しているんですけども、なかなか限界がありまして、進まない状況というのも現状であります。この後も引き続き、皆さん方、防火・防災意識の高い皆さんを中心に、杉並区民に積極的に広報していきたいと思っておりますので、また、住警器に関するお問い合わせ等は、杉並、荻窪消防署の担当のほうまで、いつでもお問い合わせいただければ対応いたしますので、皆さん方の積極的な周知にご協力をお願いいたします。

私のほうからは以上で終わります。

●鈴木副会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

●P委員 いいですか。今の住宅用の火災感知器の関係なんですけれども、非常にこれは役立っているんじゃないかとは思いますが。ただ、新築の建物なんかは、今、Wさんのおっしゃるように、都条例で、確認申請の段階でもチェックされますね。ところが、中古、古い住宅。こういうものが法的に制定される以前の住宅というのは、ほとんど野放しになっているわけです。例えば、商業施設の場合ですと、大体、年一遍、暮れに査察がございまして、こういうようなもののチェックを消防さんはやられているわけなんですけど、住宅の場合にそこら辺の査察関係というのはどんなふうに捉えられているのでしょうか。

●W委員 はい。ありがとうございます。一般住宅は、商業施設ですとかそういったものと違って、我々の立入検査、火災予防の立入検査の範疇外というか、対象とはならないんですけれども、消防署のほうで例えば火災予防運動ですとか、残念ながら焼死者が発生してしまった火災の当日、翌日とか、緊急に行うこともあるんですけれども、防火防災診断という取り組みをやっております。消防職員が実際に区域を決めて、それぞれのお宅にお邪魔して、お住まいになっている方と面談というか、いろいろ質問をさせていただいて、住警器、住宅用火災警報器はついてますか、どこについていますか、つけなきゃいけないところに全てついてますかとか、ほかにも電気のコードのタコ足配線ですね、火災危険があるんですけれども、そういったことをやっていませんかとか、そういったことを質問してご回答いただくと。で、場合によっては、必要な指導というか助言を与えるというような取り組みをやっております。

さらにもう一步踏み込んで――それは玄関先でやらせていただくんですけれども、お

住まいになっている方の許可というか、お許しというかをいただければ、実際にお宅の中に入れていただいて、ガスコンロの周りですとか電気配線、電気コードの接続状況ですとか、それこそ住宅用火災警報器の設置状況について確認をさせていただいたり、火災とは直接関係ないんですけれども、地震のときの家具の転倒防止対策ですね、そういったものの状況も、ちゃんと適切な状況で設置されているかとか、そういったのも確認させていただいてお伝えするという取り組みをやっております。

例えばそういったことを町会自治会単位で、ぜひ実施してもらいたいということであれば、消防署のほうにご連絡いただければ、担当のほうで日程を調整してそういう機会を設けるように、荻窪消防署も杉並消防署も体制をとっておりますので、ぜひ、そういうご要望があれば、消防署のほうにご連絡をいただければと思います。よろしいでしょうか。

- P委員 ありがとうございます。そういう個別のご指導をいただくというのは、人的な関係もありまして大変だと思うんですが、何かその辺、解決策というか前向きな方向が見えればありがたいなと思います。

それと、先ほどありました、バッテリーの寿命が10年ということで、それが機種によってはバッテリー交換だけじゃなくて同時に器具も取りかえなきゃいけないだろうというようなお話もございましたですね。それと非常に似ているのが、家庭用の消火器だと思います。区で設置している道路にある消火器というのも、大体この危機管理室さんのほうで年一遍点検されているわけなんですけど、家庭用というのは、もう、一旦買うと永久に使えるんじゃないかというような捉え方になっていて、それがこの感知器についてもそうなんです。その辺の寿命というのをもっとわかりやすい方向、方法で、家庭に周知できないものだろうかというふうに思いますが。まあ、いろんなテクニックはあると思うんですけど、その辺ちょっと、非常にもう、うちはもう台所にもついているしどこにもついているから大丈夫だよみたいなことで見過ごされているケースが多いと思います。特にアパートなんかは危ないと思うんですね。そんなところのご指導のほうのご検討を、早急にと言うと失礼なんですけど、できるだけ早いうちにやっていただければと思います。

- W委員 はい。家庭内に設置してある消火器についても、先ほどの防火防災診断というお話をさせていただいたんですけども、その機会に実際に見せていただいて、もう有効期限が切れていますよですとか、まだこれは大丈夫です、あと何年まで大丈夫ですとか、

そういった判断というか、そういったこともさせていただくことはできます。

また、杉並区内、小学校、中学校、公立の学校で定期的に震災救援所の防災訓練を行っていると思うんですけどもそういった訓練に限らず、防火防災訓練の際に、消防署のほうに指導に行った職員にご質問等いただければ、その職員が対応、回答すると思いますので、そういった取り組みをしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

- P委員 私は町内の震災訓練、それからうちのほうはちょっと地域が広いものですから、救援所のほかに、避難所というの2カ所設けております。そっちのほうの訓練なんかのときに、私は、消火器、家庭用消火器ですね、あれだとか、消防ポンプのW型ポンプですか、それなんかの放水のほうの指導をしているんですが、そのときにこういう家庭用消火器の寿命というのがあるんですよと。だから、買ってそのまま置いておけばいいんじゃないですよというようなお話はするんですが、もっと周知できるような方法があればいいかなというふうに思います。
- W委員 はい。わかりました貴重なご意見ですので、杉並も荻窪消防署もそういった今後の防火防災訓練の指導に取り入れて対応していきたいと思っておりますので、またご指摘があれば、どんどん消防署のほうにご連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。
- 鈴木副会長 どうもご苦労さまでした。本日の議事はこれで、一通り、幕にしたいと思っております。よろしく願いいたします。
- P委員 ちょっとよろしいですか。最後、ちょっとよろしいでしょうか。

最後に総合的な話でちょっと、これは環境課さんのほうにご質問なんですけれども。

今、ここでお話、会議の報告だとか資料等々が非常に幅広く、この各関係窓口さん、横断的な形になっているわけですね。で、今この消防署とか警察署の方もおられるわけですが、非常にこの生活安全というと、めちゃくちゃ幅広いんですね。

そこでちょっとご質問なんですけども、こういう本日のこの協議会委員会のこういうところでいろんな意見が出ています。これは一つの提言活動という形のものなんでしょうか。それから、今こうやっている方たちからご質問、報告等のお話がありますが、やはり非常にこちらで今見えているお役所さんの窓口と同じ数、いっぱいあるわけですね、質問とかお願い事が。この協議会の中で、例えば、まあ皆さんはいろんなお役をやられているので大変だと思うんですけど、この委員の方たちでいわゆる専門部会的な

ものの設置というのはいかないものなんでしょうかね。

例えば、消防にしても防災協会等もごございます。防犯についても防犯協会もごございます。今、F会長がお見えになっていますけれども、そういうそれぞれの専門のそういうものというのはあるんですが、当協議会のように横断的な形でのつながりというか、それというの、なかなかないのが現実だと思うんですね。だからそこらへんでこのせっかくのこの環境のほうの安全協議会ですから、縦断的に提言なりあるいは活動の協力なりできるような形での専門部会みたいな、そういうものの設置というのはいかなものんでしょうか。

- 環境部長 はい。ありがとうございます。きょうここで話しいただいたことで関連するところにつきましては各所管のほうにも伝えるようにはしてございますけれども、今、専門的な、個々にやはり多岐にわたってございますので、多岐のところ、個々の部分の専門部会みたいな形で、もっと深めて、より議論したほうがというご提案だと思いますけれども、そちらにつきましても、今ちょっと、すぐやれます、やれませんかというのはちょっとなかなかお答えできないんですけれども、確かに、今後、いろいろ状況等が複雑化しているところがありますので、その辺検討させていただいて、申しわけございませんけれども、次回ですとかそのときに今後こういう方向でやっていきたいと、ご報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- L委員 いいでしょうか。すみません。

以前に、最初のころなんですけれども、生活安全協議会の中で分科会というか別の会をつくって、そしてそこで、犯罪被害者支援を立ち上げる時などは、そういうことで皆さんで——今、年に1回という形になっておりますけれども、もっとたくさん意見を吸い上げていただいたと思いますけど、今は何か報告会みたいなことになっておりますけれども、これ、もうちょっと考えていただいたほうがいいかなとこのごろ思っております。以上です。

- Y委員 いいですか。私も同感です。最初この委員になったときに、委員会のほかに何か専門部会という、かた苦しなくてもいいけれども、何か分科会みたいなものがあって、そこで意見が述べられないのかと思っていたんですが、年に1回ということで、この辺にたまっているやつがもぞもぞしている。

私は、基本的にはこの会は提言の場であるというふうには思っております。それ以外のことは、今言った別の場でやらないと、とても、いろんな諮問もできないんじゃない

いかと。そういう意味では事務局もご苦労されていると思うんです。だから、P委員のお話、まあ、僕は、やり方はともかく、何か工夫したらいいかなとは思いますがね。

それで、時間がないんだよね。あと二、三分……

今のお話にかかわるんですが、一つ簡単にご提言をさせてもらっていいですか。

●鈴木副会長 はい。

●Y委員 きょういろいろとご報告があったいろいろな課題があります。その課題に対する横軸、共通の根っこにあるやり方、進め方にちょっとかかわるものですから。さっきPさんが言ったように年1回しか言えなくて、やむを得ず、申しわけないんだけど。

それは、俗っぽいんだけど、官民一体の取り組みをどうするかということなんです。まあ、言葉はありきたりなんです、我々民は、何かあると、区がやってくれない。警察がやってくれない。学校がやってくれない。みんな人頼み。で、住民としてとか区民としてやるべきことをやっぱりやらにやいかんだろうと、そのときに、その活動をしやすくする、さっきご紹介のあった金じゃなくて、事務的なものを含めて、また精神的なものを含めて。ということ、ちょっと僕はこの1年ぐらい始めて、正直言って大変うまくいって、お礼も言いたいぐらいなんですよ。

何かというと、今回は安全ですけれども、安全に絶対はないというのがもう、この世界の常識、定理なんです。したがって、さっきも言ったけど、あの手この手で行くしかない。あの手この手というのは、官民合わせてやらにやいかん。民も官も役割を果たす。

そうしたらどうしたらいいかというので、私はいろいろ区や警察署にお願いやご相談に伺うときに二つのことを言っているんです、例示として。一つは群れのおきて。一つはのりしろ。ということをお願いしているんです。それをやったおかげかどうか知らないけど、非常にご担当の方々がよくやってくれていまして、いろんな課題が解決に向かっていくという事例が幾つも出始めている。そうはいつだって何だとわからないから、本当はこれでやめなきゃ時間がないんだけど、ちょっとだけ。

群れのおきてというのは、法律とかそんなこと以前に、我々が社会生活する上で守らなくちゃいけない慣例とか規範とか、いろいろあるわけですね。それらを、何かというと、これは、人類という大げさだけれども、共通的な物差しなんです。ただ、価値観の違いとか立場の違いで議論がこうなっちゃうんだけど、でも、そうじゃないと。もっと前にいろいろあるよと。それを踏まえればうまくいくんじゃないかと。

一つだけ。セットバックのときに、二、三年前だったかな、ご担当のほうに群れのおきてを話したんです。セットバックはかくかくしかじかで、こうこうだよと。だから自信を持って進めなさい、進めてくださいということを申し上げました。そうすると、何がいかというと、自信を持ってというよりかは、受けた住民とかなんかが、なるほど感が出てくるんです。なるほどそういうことかと。あ、そういうメリットもあるのかと。デメリットもあるけどこういうのがあるというのがわかる。なるほど感、これが一番僕は大事だと思うんですね。

だから、そのためには、今言った群れのおきてということをベースにさせていただいて、そして、住民が納得する、と。その上で、実務的にはのりしろ。これは何かというと、我々も皆さん方官公庁も半歩前進していただいて、トイレじゃないですよ、半歩で、つなぐところをつくってもらえばいいんじゃないかと。何だ難しいことをおまえは言っているというけど、すごく簡単な、直近の例で申し上げます。

年末に町会のパトロールをします。で、空き巣と放火、これを徹底的にパトロールします。そうしたら不燃物が出てきたんです。あ、可燃物ね、ごめんなさい。放置された。で、区役所にご相談に行きました。そうしたら、これは当たり前なんだけど、地域ごとに場所が決まっていて、所定のところで所定の日に捨ててくださいと。それは僕らもわかっているので、はい、わかりましたと。その次に、今、所長さんがおられるけど、じゃあどうしたらいいかと。今、テロの問題も出てきているしね、これから。過去にもいろいろそういうのが、不審物もあったものだから、清掃事務所さんに電話してもらっていいかということを知りました。で、ありがとうございますと。そこまでは僕も知っていたんだけど、最後にこう言われたんです。「その話は事務所に伝えておきます」と言ってくれたんです。非常にたわいもないけど、これがのりしろなんですよ。我々動くほうとしては、住民は何かわからないから、わかりましたと。清掃事務所に言っておいてくれると。たったそれだけのことだけど、物すごい力強いんです。こう、のりしろが。我々も町会に行って、または住民に対して、こうこうだからこうやってよと自信を持って言えるし。これは一つの例ですよ。そんなことで、のりしろというのは決して難しい話じゃなくて、最近物すごく警察、杉並署、それから私たちが結託して大きな一つ改善もできたのかなと。時間がないから、省きますけれども。

もう一つは——じゃあ、終われというので、残念ですけど終わります。

最後に、その経験の中で、警察署の署員、区の担当者職員さんに、この場をかりて御

礼申し上げたいと思います。大変うまく動き出しております。

- 鈴木副会長 はい。どうもありがとうございました。いろんな有効な提案が次から次と湧いてきて、大変、今後のやり方によっては非常に効果のある結果になるんじゃないかというぐあいに思います。これは誰かまとめ役というか、そういう人が必要だと思うんですね。一つ、区のほうで、有志を集めてエンジンをかけるというような作業をちょっと引き受けていただいたらどうかなと思います。これはほったらかすとすぐ消えてなくなっちゃいますから、一つ、何とかつないで、ああよかったなというような結果になるように、かじを取っていただければありがたいと思います。

それでは、生活安全協議会の会議をこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

（拍手）

- 環境課長 次回の日程については、またご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。